

南種子町サテライトオフィスプロジェクト推進事業委託仕様書

本仕様書は、南種子町（以下「本町」という。）が発注する南種子町サテライトオフィスプロジェクト推進事業（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方への魅力が見直される中、人口減少の抑制に少しでも結びつける施策の一つとして、本町の魅力を生かした快適で仕事のしやすい空間を有したサテライトオフィスを整備するにあたり、都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とするため、プロモーション活動の展開や地方への新しい人の流れの創出に資するビジネスマッチング、視察ツアーなどのプロジェクト推進事業を行うものである。

2 履行期間

業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和4年3月25日（金）までとする。ただし、各業務に係る期限等は「5 業務内容」の期限までとする。

3 委託料

上限3,000千円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含むものとする。

4 著作権の譲渡等

本業務により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるとおりとする。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28号（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて本町に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、本町及び本町の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (4) 本町は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、本町の実知のもとに、成果品を使用することができる。

5 業務内容

(1) プロモーションに関する業務（動画制作）

動画の概要	<ul style="list-style-type: none">・テレワークを行いながら、都会と異なる密ではない暮らし空間の中で、多彩な生活をしている移住者等を取材し、その暮らしを紹介する動画を制作する。・動画の制作にあたっては、①～③の内容を踏まえるものとし、内容やストーリーを変えるなど、工夫すること。① テレワーク、農林水産業、アクティビティなど、仕事も生活も充実し、移住後の暮らしを満喫している従者等を選定し、その暮らしぶりを取材、撮影する。② 日本最大のロケット発射場「種子島宇宙センター」や、美しい自然の風景や観光名所などを撮影し、「①」の映像と有機的に組み合わせて動画を制作する。③ コロナ禍を機に地方への移住を考えている大都市圏の現役世代が、動画を観るだけで「南種子町に移住したい」と思えるような、都会との違いや南種子町の魅力を打ち出した動画とすること。
時間	<ul style="list-style-type: none">① 展示会などで使用できる尺として、3～5分程度の動画を1本制作すること。② 「①」で制作した動画を基に、SNS広告を想定し、SNS媒体に応じて概ね15秒、30秒、45秒の動画をそれぞれ1本制作すること。
納品期限	令和4年1月14日（金）までに納品できるようにスケジュールを組むこと。
成果品の納品	<ul style="list-style-type: none">・制作した動画コンテンツを収めたDVDを5枚納品する。・その他本業務で使用した写真や動画等の電子データをDVDの電子媒体で2枚納品する。
その他	<ul style="list-style-type: none">① 企画・取材・出演者との調整、撮影、編集等の動画制作に係る作業の全てを行うこと。② 動画は、スマートフォン、タブレット、パソコン、テレビ、イベント時の映像等、多様な媒体で使用することを想定して制作すること。③ 映像はフルカラーを基本とし、字幕を付ける場合には日本語とすること。④ 成果品のDVDには、ジャケットを付けること。④ 制作するデータ全てに、コピーガードをかけないものとする。⑤ 音楽、イラスト等の挿入は任意とするが、著作権による制限が生じないものを使用すること。

(2) ビジネスマッチングに関する業務

概要	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワークの急速な普及により、今後は人口が集中する首都圏のオフィスから、感染リスクが少ない住居環境に優れた地方のオフィスへと分散が進むことが期待されている。</p> <p>本業務における研修会やワークショップで得られたノウハウを活用し、体験ツアーへの参加へ繋げる「マッチングイベント」を開催する。</p>
対象	<p>① 参加リード獲得を行い、個別相談会を開催する。 (新型コロナウイルス感染症の影響により、実施方法を検討すること。)</p> <p>② 事前アンケートを実施し、本町が整備するサテライトオフィスの魅力が伝わるプレゼン資料等を作成する。</p> <p>③ 開催時期や、規模、内容等について提案すること。</p> <p>④ 本町内企業とのマッチングに繋がるようなセミナー等の開催を提案すること。</p>
期限	令和4年1月14日(金)までに実施すること。
成果品の納品	<p>① 作成したプレゼン資料を収めた電子媒体を2枚納品する。</p> <p>② 成果品のDVDには、ジャケットを付けること。</p> <p>③ 作成するデータ全てに、コピーガードをかけないものとする。</p>
その他	<p>① フルカラーA4横書き、日本語を基本とすること。</p> <p>② プレゼン資料は、「Microsoft PowerPoint」により作成し、ファイル形式は、「pptx」とする。</p> <p>③ イラスト等の挿入は任意とするが、著作権による制限が生じないものを使用すること。</p>

(3) 体験ツアーに関する業務

概要	<p>本町の観光エリアの視察や町内企業との情報交換、テレワークなどを体験することで、本町でのビジネスの可能性を促し、これまで接点の少なかった首都圏を中心とした県外企業等の新規開拓及び関係を構築することを図り、将来的な本社機能の移転など地方の拠点となるサテライトオフィスの開設へ繋げることを目的に新たな企業誘致のアプローチとして、企業を対象に現地で仕事と余暇を体験する体験ツアーを実施する。</p>
期限	① ツアー実施期間 令和4年2月28日(月)まで

	② アンケート調査 ツアー終了後速やかに行い、回答結果を取りまとめるうえ、本業務履行期限を限度とする。
対象及び定員	① ツアー対象企業は、首都圏を中心とした県外企業とし、概ね6～10名程度（1企業2名程度）とする。 ② 本社機能の移転、支社・支店や地方の拠点となるサテライトオフィスの開設、ワーケーションに関心のある企業
参加者の募集	① 参加者の募集・受付は受託者が行い、参加者は町に報告のうえ、決定すること。
ツアー内容	① ツアー実施期間は、ビジネスマッチングに関する業務終了後から令和4年2月28日（月）までとする。 ② 南種子町までの移動手段、宿泊、観光エリアの視察などのパッケージツアーを造成し、実施すること。 ③ 体験ツアーに係る行程を作成し、全ての行程終了まで責任を持って実施すること。 ④ ツアー終了時にアンケート調査を行い、回答結果を取りまとめるうえ、町に速やかに報告すること。

6 提案書作成要領

- (1) 企画提案書一式 各7部
 - ① 企画提案書（様式7）
 - ② 業務実施方針（様式8）
 - ③ 業務概要説明書（様式9-1～様式9-3）
- (2) 経費見積書 1部

本業務に係る見積書（A4版任意様式。業務ごとの詳しい内訳書を含む。）を記名押印の上、作成してください。見積書の宛先は、「南種子町長」としてください。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本件受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を町に無償で譲渡するものとする。
- (2) 本件受託者は、町の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。
- (3) 町は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のため目的物の改変を行うことができるものとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報等を本業務以外で利用しないこと。
- (2) 本業務以外の業務（特定の商品販売や販売の斡旋等）への勧誘を行う等、趣旨を逸脱する行動を行わないこと。
- (3) 企業等との間で発生したトラブルについては、受託者が責任をもって対処すること。
- (4) 本業務は、国の「地方創生テレワーク交付金」を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、本業務が完了した日の属する本町の会計年度終了後、本業務に係る一切の書類を5年間保管すること。
- (5) 本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本町との協議により、承諾を得たときは、この限りでない。
- (6) 新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りの実施が困難になった場合、代替案等について、本町と協議の上、決定するものとする。
- (8) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても状況に応じ、本町が本委託業務遂行上必要であると判断した業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。また、本委託業務実施にあたり疑義が生じた場合は、本町と受託者が必要な協議を行い、その指示に従って誠実に業務を進めるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、本町と受託者が必要に応じて協議するものとする。